

1 農地購入の規制緩和について

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山口委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの白石洋一です。

今、地方都市は、都会から移住者を呼ぼうと一生懸命になっています。その中で、地域再生法改正で、既存住宅活用農村地域等移住促進事業、移住者の動機づけをつけよう、これは方向性としていいと思うんですね。

質問なんですけれども、この移住者というのは、自然が好きで農業をやりたいと思っていらっしゃる、しかし、必ずしも農村の空き家に住みたいとは思わない方もたくさんおられるんじゃないかなというふうに思います。農業をやりたいけれども人がずっと住んだ古い家に住むのはちよつと苦手、子供もいるしという御夫婦なんか、たくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。また、耐震とか、あるいは耐火だとか、そういったことも考えてしまう。

地方に移住者が来るといことは非常に貴重な

ことです。それから、それを大切にすること考えたら、移住さえすれば取得下限面積が下げられた農地を取得する、これでいいんじゃないかな、空き家に住むということは必ずしも義務化しなくてもいいんじゃないかと思うんですね。でも、いかがでしょうか。

○北村国務大臣 お答えします。

地方では、人口減少による活力の低下や空き家の増加が課題となっておりますことは御承知のとおりであります。これに対して、自治体が空き家バンクを運営し、移住を促進するという取組が広がっております。

特に、農村地域では、人口が全国を超えるペースで減少したし、農業等の担い手の確保や遊休農地の活用が課題となっておりますから、田園回帰への流れを生かし、移住、定住を進めることは大切なことであると存じております。

そのような中、地方への移住希望者は農業に対する関心も高いため、空き家と農地をセットにした、いわゆる農地つき空き家の取得を推進することとは、農村地域への移住を促進する上で有効であると考えております。

このため、今般、農村地域等に移住して就農したいという御意向を持つ方による農地つき空き家の取得等について、必要となる行政手続の要件等を市町村が事業計画に基づいてワンストップで定める仕組みを設けることによって、農地つき空き家の取得等の円滑化、活性化を図ることとしたものでございます。

他方、御指摘のように、空き家を取得する、又

は賃借せずとも農地のみを取得するケースとしては、例えば、既に農地つき空き家を取得した方が後に営農規模を拡大しようとする場合、移住後に新たに就農の意思を持った場合、あるいは、既に相続等で住宅を所有する方が地元に戻り就農しようとする場合などが想定をいたされます。

このため、本計画によって引き下げられた面積の基準につきましては、移住者が就農のために必要な農地等を単体で取得する場合等にも適用されることといたしましたものであります。

本事業の対象につきましては、ガイドラインの策定等を通じまして、市町村や移住希望者、住民等に幅広く御理解をいただけるように、制度の周知に徹底してまいらなければならないと考えております。

お尋ねの中に、私が聞き間違えていなければあります。空き家に住まなければならぬかというふうなことをお尋ねいただいた。市町村が事業計画において設定する特定区域内にある農地などを移住者が取得する場合には、移住者が空き家に住まなくとも、引き下げられた下限面積が適用されると御認識いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○白石委員 必ずしも空き家に住む必要はない、住まなくても、引き下げられた下限面積の農地を移住者は取得できる、こういうことで確認させていただきます。

加えて、これは政府の担当者の方に、一旦空き家を買ったけれども、それを大規模にリフォーム

する、これもいいわけですよ。確認ですけれども。これも大丈夫ですよ、それでは。

○**中原政府参考人** お答え申し上げます。

原則として、それは認められると考えられますけれども、ただ、個別に、規模等によっては、調整区域内にある家の場合は、条件によっては開発許可の対象になるような場合があることはございますけれども、基本的には、普通の、既存の自身の内装や何かのリフォーム等については認められると考えられております。

○**白石委員** 次の質問です。

これは移住者ですけれども、移住者の話を先にしましたが、もうそこにお住まいの方、農村にお住まいの方で、今までサラリーマンなりして農業はしていない、でも、退職して家庭菜園を相應の規模でやりたい、でも、農家として認められる五十アールというのはとても手が出せない、やはり取得下限面積というのを下げた形で農地を取得したい、そういう方もたくさんおられます。そういう方々に対して、どのような制度、手当てがされていますでしょうか。

○**倉重政府参考人** お答えいたします。

委員御指摘のとおり、今般の改正地域再生法による特例措置につきましては、農村地域等への移住者を対象としていてございまして、一方で、現行の農地法におきまして、遊休農地が相当程度存在するといった要件を満たす区域につきましては、農業委員会の判断により、地域の実情に応じまして、農地取得のための下限面積を引き下げることが可能となっております。この取組を

2 合併浄化槽維持負担の軽減策

活用することによりまして、既に住んでいらつしやる住民の方が新規就農する際に、下限面積が引き下げられた区域内の農地を取得することが可能となります。

○**白石委員** 耕作放棄地というのがふえています。ですから、家庭菜園でもやってくれたらありがたいというのが地方の状況です。

そういった制度があるというのも、私、今回知りましたけれども、農業委員会というのは合議体で、事務局がそれほどなくて、そういう制度があるということを宣伝するような体制にはなっていないですね。そういった制度があるんだということ、これは市役所でいえば農林水産課かも知れませんが、そういったところで周知していただければ、ああ、意外と五十アールじゃないんだ、うちのところだったら三十アールだ、二十アールだ、そういったところを調べて、じゃ、買って、老後の楽しみに家庭菜園、荒れているところを使ってみようという方も出てくると思いますので、周知の方をよろしくお願いしたいと思います。

合併浄化槽の問題です。

地方では、下水がなくて合併浄化槽、これがメーンです。昔は、子供がいたから八人槽でつくったよ、でも、その子供たちが巣立ってしまった、八人槽の合併浄化槽は残っている。老人夫婦あるいはまた他界されてお一人になってしまっている。ずっと農家でやってきたから、年金というのは国民年金、月額六万円台。そんな中で、この残された八人槽の浄化槽、いろいろを足すと年間七万円

にもなるんですね。年金暮らして苦しいところに、この年間七万円というのは過酷になってきています。この問題にどう対処するかということなんです。

この問題、非常に大きくなっていますので、いろいろ知恵を出してくれた方もおります。三つあります。

一つは、定期的な清掃、いわゆるくみ取りを、浄化槽の状態と関係なく一年に一回と定められていますけれども、技術的なこと、そしてそのくみ取り量のことから、もう数年に一回でもいいんじゃないかということ。

それから、その定期的な清掃の料金というのは、浄化槽の大きさ、八人槽なら八人槽の料金を取っていく、それを処理量によって価格を設定してくれないか、料金設定してくれないかということ。

さらには、今、保守点検というのは、現行年三回以上の市が指定する回数やっています、更に加えて、県が検査機関、これは、例えば愛媛県ですら愛媛県浄化槽管理センターという、官主導でつくられたところがまた更に検査を行っている。これは余分なんじゃないかというふうなこともあります。

これらの三つについて、もっと簡素化できませんでしょうか。

○**松澤政府参考人** お答え申し上げます。

今先生から三点御質問ございました。まず、浄化槽の汚泥の引き抜き回数でございます。現在、浄化槽法で、この浄化槽汚泥の引き抜き、

つまり清掃は維持管理者に義務づけられておりまして、回数は、先生御指摘のとおり年一回となっております。これは、浄化槽自体の構造が、清掃回数を年一回とすることで正常な機能が維持できる、そういう前提でもとつくられているため、このように年一回と定めております。

その上で、清掃の技術上の基準というのがございまして、これは、浄化槽の中で、最初に第一槽目というのがございまして、ここに入ってきた汚水の固液の分離を行う部分がございまして。この汚泥については、たまったものを全量引き抜く。それから、浄化槽によつては汚泥がたまっていない、先生御指摘のように余りたまらないケースもございまして、そういう部分の調整については、一槽目以外の部分、二槽目とか三槽目がございまして、ここについては適正量を引き抜く。こういう形で、浄化槽の状態に応じて清掃の程度というのが調整できるように今定められているところでございます。

それから二点目、先生御指摘の料金のお話でございます。

この浄化槽の清掃ですとか保守点検の料金というのは、それぞれの事業者がみずからのコストとの兼ね合いで料金を定めておりまして、公共料金のような形で決められているわけではございませんので、料金自体は民間の事業者者に委ねられているという状況でございます。

それから、三点目の保守点検とそれから検査機関が行う定期点検でございまして、保守点検は、これ自体は、浄化槽が正常に機能するよう

に、年三回以上、消毒剤ですとかそれから機器のぐあい大丈夫かというのを点検するというところで、維持管理の状態を正常に保つために必要なものでございます。

もう一つの指定検査機関が行っている検査でございまして、こちらは、清掃ですとかそれからこの保守点検自体がきちんと行われて、水質が満足する水質になっているかどうかをチェックする、いわば第三者的に浄化槽の性能をトータルでチェックする、そういう目的で定められておりまして、保守点検と定期の検査というのは別のものになってございます。

○白石委員 基本、ゼロ回答だと思っておりますけれども、ただ、その一番目のところで、適正量でいいんだよと。つまり、浄化槽というのは一槽、二槽、三槽であつて、一槽だけでも済ませることは、適正であればいいんですよ。ここはもうちょっと周知すれば、二番目の、価格、一槽の料金だけで済むということもありますので、これは周知をお願いしたいな、それは知らなかったという地方自治体もあるんじゃないかなというふうに思います。

次は、お手元の資料で、これは広島市の例なんですけれども、やはり同じ市に住んでいるわけですから、基本的に同じように生活できるべきであつて、下水道であろうが浄化槽であろうが、汚水に対しては大体同じような料金を支払うべきだ、こういうポリシーであると思つてます。それに基づいて、広島市は、個人の浄化槽を、希望する者については市の所有にして、負担費用の設定を

通じて差を調整している、下水と浄化槽との負担を調整していると。

こういった制度というのは、もつと全国的に普及してしかるべきだと思つて、国としての所見はいかがでしょうか。

○松澤政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、このような広島市の方式でございまして、住民の維持管理費用負担の軽減の取組として、個人の方が設置した浄化槽を市町村が譲り受けて、市町村が維持管理を行つて、使用料を徴収してマネジメントしていく、こういう自治体もございまして。

ことしの六月に国会で改正していただきました浄化槽法の中で、公共浄化槽という仕組みが制度化をしていただいたところでございます。このような広島市の方式というのはまさにこの公共浄化槽の仕組みを實踐しているものだと思いますので、環境省といたしましては、この改正浄化槽法に基づきまして、住民の費用負担減に資する公共浄化槽制度の普及、こういうことに向けて制度の周知を行つてまいりたいと思つております。

○白石委員 ぜひ、これを普及するように後押し、応援していただきたいなど。

これも一つの方策ですけれども、やはり、地方にお住まいの年金生活の老夫婦、これからの生活私も心配です。もつと積極的に国がこれは政治問題として取り組んでいただきたいんですけれども、政務三役にも来ていただきました。石原環境副大臣、どのように思つていらっしゃいますでしょうか。

○石原副大臣

お答え申し上げます。

私も東京の選挙区なんですが、伊豆諸島、小笠原諸島を持つておりまして、八丈島もほとんど共同浄化槽なものですから、町長も、国が負担してくれてありがたいと言っているんですが、問題意識は共有しているところでありまして。

浄化槽の適切な管理のためには、浄化槽管理者による保守点検、清掃、定期検査といった維持管理が必要であります。これは浄化槽法の中でも義務づけられており、ただ、その上で、国としては、住民の方の負担軽減を図るための措置も講じているところでありまして。

具体的には、さきの国会で、先生の国民民主党にも御賛同いただいた議員立法による浄化槽法の改正を受けて創設された公共浄化槽制度、先ほどの御説明もありますけれども、や協議会による取組であります。公共浄化槽制度の導入により、市町村が浄化槽の設置主体となり、住民の方の負担軽減を図ることが、先ほどの御説明にあった広島市のように、できます。

環境省としては、予算措置も活用しながら、公共浄化槽の設置が進むように、地方公共団体を支援をしてまいりたいと思っております。

また、協議会の設置により、地方公共団体や浄化槽管理者、関連事業者が、打合せをする場が決まり、維持管理の負担軽減を始めとした課題の解決について、地域に合った形でいくことが可能となりました。ほかにも、全国で百八十九の市町村が浄化槽管理者に対する助成制度を導入しており、これらの市町村の住民の皆様においては、

3 農振地域の農地転用規制について

まず助成制度の活用を御検討いただきたいというふうに考えております。

今後、住民の負担軽減を図られるように、地方公共団体に必要な助言を行ってまいりたいと思っております。

○白石委員 問題意識は共有してくださるということ、ありがとうございます。

今の国庫助成も、主たるところは、お金が出るところは主に設置なんです。今本当に問題になっているのは、その維持なんです。設置は、おじいちゃん、おばあちゃんがもうやっているんです。その後、維持が苦しい。維持のところにも、ぜひ目を配っていただきたいなと思っております。

次に、農振地域について、特に農地転用規制について伺います。

地方は耕作放棄地がふえている、地方の環境を害し始めている。であれば、使い道があるのであれば、農地転用をしたいというその声に、需要に応じていくべきじゃないかと思うんですけれども、では、どうして、この農業振興地域の整備というのがあるのか、ゾーニングがあるのかということ、もとをたざすと、国の方で、確保すべき農用地等の面積の目標というのがある。これが国の方で設定されて、それを、私が聞くに、都道府県に割り振って、都道府県はそれを市町村に割り振って、ブレイクダウンしていった、それがあるから農地転用できないんだ、こういった声もあるんです。

質問ですけれども、そもそも国が農用地等の確保等に関する基本方針に掲げる面積目標が高過ぎではないですか。それを見直すときに来ているん

じゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○村井政府参考人 お答え申し上げます。

農用地等の確保等に関する基本指針は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の規定に基づき国が定めることとされております。

この中で、確保すべき農用地等の面積の目標を定めるものとされており、目標面積については、最近年の趨勢に施策効果を加味して設定することとしていただいております。基本指針は、法律上、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは変更するものとされており、これまで、おおむね五年ごとに見直しを行ってまいっております。

現行の基本指針は、平成二十七年に策定しております。現在、食料・農業・農村基本計画の来年の見直しに向けて議論を進めておりますが、基本指針についても、その動向等を踏まえ、見直しを検討することとしております。

○白石委員 時間が来ましたので、これで終わります。また続きができましたらと思っております。

ありがとうございます。

地方創生に関する特別委員会

11月19日(火)

高村	松平	長谷川	亀井	白石	清水	藤田
正大君	浩一君	嘉一君	亜紀子君	洋一君	忠史君	文武君
自民	立国社	立国社	立国社	立国社	共産	維新

大臣、副大臣、大臣政務官

内閣官房	国務大臣	北村誠吾君	○	○	○	○	●	○	○
	環境副大臣	石原宏高君					●		
	復興大臣政務官	藤原崇君				○			

政府参考人

内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補	多田健一郎君		○					
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 次長	高橋文昭君		○	○				
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 次長	辻庄市君		○					
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 次長	菅家秀人君			○				
内閣府	民間資金等活用事業推進室長	石川卓弥君				○			
	地方創生推進事務局審議官	中原淳君	○	○	○	○	●	○	○
	地方創生推進事務局審議官	村上敬亮君	○	○	○	○			
金融庁	総合政策局参事官	石田晋也君	○						
復興庁	統括官	東潔君				○			
	審議官	奥達雄君				○			
財務省	大臣官房審議官	小野平八郎君			○			○	
	大臣官房審議官	山名規雄君	○						
	理財局次長	富山一成君	○						
農林水産省	大臣官房審議官	倉重泰彦君					●		
	大臣官房参事官	上田弘君							○
	生産局農産部長(政策統括官付)	平形雄策君					●		
	農村振興局農村政策部長	村井正親君					●		
	農村振興局整備部長	安部伸治君					●		
国土交通省	大臣官房審議官	内田欽也君						○	
環境省	大臣官房審議官	松澤裕君					●		